

新報

島根県教育庁
隠岐教育事務所
隠岐の島町港町塩口24
電話2-9772

絆づくりを めざして

いじめ防止対策推進法が施行されて三年目を迎えます。昨年度、県の基本方針が示され、各学校においても基本方針が作成されました。今年度もいじめ防止に向けて各校で様々な取組が積極的になされていることと思います。

さて、島根県いじめ防止基本方針には副題がついていることをご存じでしょうか。副題は「しませぬの子どもの絆づくりをめざして」です。いじめ防止対策推進法では、未然防止、早期発見、対処が主な取組として示されていますが、「絆づくり」は「いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうる」との認識において、未然防止が重要なポイントとなっています。一学期に学校を訪問させて

いただいた時には、授業の中で子供同士によるペア活動やグループ学習が活発に行われ、話し合う姿をたくさん見ることができました。また、先生方は子供の考えを生かし、意見を尊重しながら授業を展開されていました。「絆づくり」が普段の授業の中で醸成されていることを実感できました。

「絆づくり」とは互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることです。二学期は体験活動や交流活動など、子供が主体性を発揮できる多くの活動が計画されています。授業を中心とした教育活動全体を通して、さらに「絆づくり」の取組を推進していただきたいと思っています。



ワンポイント アドバイス

国立教育政策研究所生徒指導研究センター発行の「生徒指導リーフ いじめのない学校づくり2」には、「絆づくり」に関して次のようにアドバイスをしています。

『子供同士が一緒に活動することを通して自ら感じとつていくものが「絆」であり「自己有用感」ですから「絆づくり」を行うのはあくまでも子供同士です。教師が直接に「絆づくり」に関与すること、直接に「自己有用感」を与えることはできません。ただ、そのための「場づくり」はできますし、必要です。全員の子供の「絆づくり」を促すためには教師の働きかけが不可欠ですし、組織的・計画的な働きかけが必要です。また、同リーフでは「居場所づくり」についても次のように説明しています。

子供を守るといふ安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持つたりしない安心感も重要です。そのためには、授業改善、授業の見直しから始めていくことが必要になります。また、小学校の低学年のうちから、授業中は正しい姿勢に慣れさせておくことも大切で、そうでないと、「わかる授業」を行っていても集める力が途切れて「わからなくなる」こともありえます。忘れ物をさせない指導なども同じです。単に「居心地をよくしてあげる」ということではなく、「子供が困らないようにする」ための場所づくりと考えましょう。これらのアドバースから、「学習規律の確立」「学力の向上」「自己有用感の獲得」が大切なポイントと言えます。 (文責 濱田)



授業作り 特別支援教育 の視点から

一学期の学校訪問では、大変お世話になりました。学校訪問では、特別支援学級についての相談はもちろん、通常学級における支援のあり方についての相談も多くありました。「全ての子供を支える」ということを、先生方が特別支援教育の視点を持って考えて下さっていることを強く感じました。

私自身も先生方のニーズに少しでもお役に立つことができよう研修の日々ですが、先日出かけた研修の中から印象に残った内容を紹介します。 □「特別支援学校における授業づくりのポイント(創価大 藤原先生の講義)」から ・「特に支援を必要とする子供は、赤ちゃんの時から困らないようにと、大人が手を出し、ずっと周りに合わせてもらって育つてくる。これはずっと続けていけば、子供は困らないかも…。でもこれ

だと、子供は持っている力を使わなくてもすむ。子供は育つだろうか？」 このことを「人による『手厚い』支援に頼った授業の現状と課題」ということで語られました。

□「授業のユニバーサルデザイン(UD)・国語科を中心にしながら(筑波大・桂先生の講義)」から

・「UDの授業、特別支援教育の視点を入れた授業とは、授業内容を簡単にした授業?そうではなく、苦手な子には分かりやすく、得意な子はもっと思考できる、そんな授業がUDの授業です。」

「UDの授業作りをするには、まず指導の工夫、それから個別の支援。UDの授業作りは個別の支援ではないと思います。」

ほんの一部の情報提供ですが、二学期の取組を考える際これらのことを少し思い起こしていただくと喜びます。 ※隠岐教育事務所のHPに「相談支援マップ」を掲載しました。一度のぞいてみてください。 (文責 加多)